

議案第73号

佐賀県東部環境施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日から、佐賀県東部環境施設組合の共同処理する事務及び事務所の位置を変更するため、同組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 5年 9月 4日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、佐賀県東部環境施設組合を組織する地方公共団体がごみ処理施設の設置、管理運営に関する事務の共同処理を行うため、その共同処理を行う事務の内容及び事務所の位置を変更することに伴い、同組合同規約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

佐賀県東部環境施設組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県東部環境施設組合同規約（平成29年佐賀県指令29市町第5号）の一部を次のように変更する。

第3条中「ただし、組合設立の際、現に関係市町、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。」を削る。

第4条中「みやき町」を「鳥栖市」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

佐賀県東部環境施設組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、ごみ処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。<u>ただし、組合設立の際、現に関係市町、鳥栖・三養基西部環境施設組合及び脊振共同塵芥処理組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。</u></p> <p>(組合の事務所)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>みやき町</u>に置く。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、ごみ処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関する事務を共同処理する。</p> <p>(組合の事務所)</p> <p>第4条 組合の事務所は、<u>鳥栖市</u>に置く。</p>